

深川市では地域の活性化に寄与する活力ある住宅・環境づくりを促進するため、7つの助成制度を実施します。

7つの助成制度

- ① 緊急経済対策 住宅リフォーム助成制度
- ② 住宅持家促進助成制度
- ③ 住宅バリアフリー改修助成制度
- ④ 住宅耐震改修促進助成制度
- ⑤ 老朽空き家解体助成制度
- ⑥ 中古住宅等取得助成制度
- ⑦ まちなか空き地活用促進助成制度

- 申込受付開始日 4月5日(月)から：②、③、④、⑤、⑥、⑦
4月8日(木)から：①
- 申込期限 2021年9月30日(木)まで：②
2021年11月30日(火)まで：①、③、④、⑤
2022年1月31日(月)まで：⑥、⑦
- 工事期限 2022年1月31日(月)までに完成する見込みの住宅、若しくは取得する住宅

申込時 必要書類

- ・申請書（14のみ様式を変更しています）
- ・住民票（世帯全員分・続柄記載）
- ・①～④工事請負契約書の写し、工事内訳書、設計図書
- ・フラット35S技術基準を満たす住宅であることを確認できる証明書及び図書
- ・①③④改修前・改修後の図面
- ・④耐震診断結果等
- ・⑤既存図面
- ・①～⑥施工者の建設業登録（建設業許可通知書）、法人登録（履歴事項全部証明書等）の写し
- ・⑥登記事項証明書及び売買契約書、検査済証の写し
- ・委任状（代理人が手続きを行う場合）
- ・承諾書（①③④賃借人が手続きを行う場合）
- ・⑥⑦売買契約書の写し、仲介業者の宅地建物取引業の免許証の写し など

※先着順、予算がなくなりしだい受付を終了します。

※工事着手前にお申込みください。

制度名	①緊急経済対策住宅リフォーム	②住宅持家促進	③住宅バリアフリー改修	④住宅耐震改修促進	⑤老朽空き家解体	⑥中古住宅等取得	⑦まちなか空き地活用促進
制度目的	住宅（店舗等併用住宅含む）のリフォーム工事をする方に費用の一部を助成します	住宅（店舗等併用住宅含む）を新築する方に費用の一部を助成します	住宅のバリアフリー改修工事をする方に費用の一部を助成します	木造住宅の耐震改修工事をする方に費用の一部を助成します	老朽空き家等（共同住宅、店舗等併用住宅含む）の解体費用の一部を助成します	中古住宅（店舗等併用住宅含む）及びその宅地を取得した方に費用の一部を助成します	まちなか居住推進エリア内で空き地の購入者が新築したとき、購入者・売却者それぞれの方に売りに係る費用の一部を助成します
区域	市全域（まちなか居住推進エリア内は加算有）	市全域（まちなか居住推進エリア内は加算有）	市全域（まちなか居住推進エリア内は加算有）	市全域	都市計画区域用途地域内（まちなか居住推進エリア内は加算有）	都市計画区域用途地域内＋公共下水道処理区域＋農業集落排水処理区域（まちなか居住推進エリアは加算あり）	まちなか居住推進エリア
助成戸数	概ね145件	概ね23件	概ね4件	概ね4件	概ね10件	概ね2件	概ね1件
併用可能制度	④住宅耐震改修促進 ⑥中古住宅等取得	⑤老朽空き家住宅解体 ⑦まちなか空き地活用促進	④住宅耐震改修 ⑥中古住宅等取得	③住宅バリアフリー改修または①住宅リフォーム助成 ⑥中古住宅等取得	②住宅持家促進 ⑦まちなか空き地活用促進	③住宅バリアフリー改修または①住宅リフォーム ④住宅耐震改修促進	②住宅持家促進（購入者） ⑤老朽空き家解体（売却者）
助成内容	①助成額 20万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の1/5を限度とします。 ②まちなか居住推進エリア内助成額 30万円以内 ・対象工事費（消費税を除く）の1/3を限度とします。 	①助成額 市外業者で建設する場合 30万円以内 市内業者で建設する場合 100万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の5/100を限度とします（店舗等併用住宅は住宅部分のみ助成対象となります）。 ②まちなか居住推進エリア内に建設する場合は①に100万円を加算 ③子育て世帯（中学校修了前の子（出産予定を含む）を扶養する場合）に該当する場合①に10万円を加算 ④移住世帯（市外に1年以上継続して居住し市内に移住しようとする世帯または転入して2年以内でその前に市外で1年以上継続して居住していた世帯）に該当する場合①に10万円を加算 ⑤三世帯同居（親世帯と子育て世帯が同一の住宅に居住する）に該当する場合は①に100万円を加算 ※⑥のみ③及び④との併用不可	①助成額 20万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の1/5を限度とします。 ②まちなか居住推進エリア内助成額 30万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の1/3を限度とします。 ・介護保険及び障がい者給付事業併用時は支給対象工事費（～20万円）を超える住宅改修に適用	①耐震改修工事助成額 40万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の1/3を限度とします。 ②耐震改修設計助成額 10万円以内 ※対象設計費の（消費税を除く）2/3を限度とします。	①助成額 20万円以内 ※対象工事費（消費税を除く）の1/5を限度とします。 ②まちなか居住推進エリア内助成額 30万円以内 ・対象工事費（消費税を除く）の1/3を限度とします。 （店舗等併用住宅は住宅部分のみ助成対象となります）	①助成額 30万円以内 ※売買契約額（消費税を除く）の1/10を限度とします。 ②まちなか居住推進エリア内助成額 80万円以内 ・売買契約額（消費税を除く）の1/10を限度とします。 （租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等は除く） （店舗等併用住宅は住宅部分のみ助成対象となります）	①助成額 購入者：50万円以内 ※土地契約金額の1/5を限度とします。 売却者：10万円以内 ※土地契約金額の1/20を限度とします。 （租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く）
助成要件	・住宅の所有者又は賃借人であって、市内に住所を有している者（市内に移住される方も可） ・住宅の屋根、壁面又は同一敷地内に設置する太陽光発電設備、ホームエレベーター、防犯用監視カメラ等の設置も対象となります ・今年度に限り、冷暖房機・ボイラー等も対象とします。（容易に移動できるものは対象外） ・市内に事業所（本社または支店等）のある法人又は市内に住所のある個人事業所で、共に建設業法の許可を受けているもの、または同等のものが施工	・市民又は深川市に定住する意思のあるもの ・住宅の新築（建売住宅可）で本人が居住する者 ・住宅金融支援機構のフラット35S住宅技術基準に適合すること（第三者機関による証明を受けること。認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・北方型住宅技術基準可） ・建設業法の許可を受けているものが施工 ・市内業者とは市内に事業所（本社又は支店等）のある法人	・住宅の所有者又は賃借人であって、市内に住所を有している者（市内に移住される方も可） ・改修工事の種類 手摺の設置、段差解消、引戸への取替、床表面への滑り止め、便所・浴室の改良、階段の勾配の緩和、廊下の幅幅、移動補助機器の設置、その他バリアフリーに係る工事 ・市内に事業所（本社または支店等）のある法人又は市内に住所のある個人事業所で、共に建設業法の許可を受けているもの、または同等のものが施工	・住宅の所有者又は賃借人であって、市内に住所を有している者（市内に移住される方も可） ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅で耐震診断の結果耐震性能を有しない住宅	・個人が所有する戸建住宅、共同住宅、併用住宅であること ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること ・家財及び敷地内の別棟の車庫、物置、庭木、門、塀は対象外とする ・まちなか居住推進エリア内については空き地利用意志の確認書の提出。 ・市内に事業所のある法人で解体に必要な許可又は登録を受けているものが施工	・平成30年4月1日以降に市内の中古住宅及びその土地を売買により取得し移転登記を行いその中古住宅で直ちに定住した方 ・2親等（祖父母・孫・兄弟姉妹）内の親族からの取得ではないこと ・宅地建物取引業者の仲介によること ・昭和56年6月1日以降に着工された住宅又は耐震診断の結果、耐震性能を有した住宅 ・玄関、便所、台所、浴室、居間があり延べ面積が70㎡以上の住宅 ・中古住宅（土地含む）取得費が200万円以上であること ・住民票異動後1年以内の助成制度実施期間中に申請すること	・平成30年4月1日以降に法人または個人が土地を売買し、その後購入者が2年以内に住宅、共同住宅、併用住宅のいずれを新築した場合（新築住宅等完成後に助成） ・宅地建物取引業者の仲介によること ・2親等（祖父母・孫・兄弟姉妹）内の親族からの取得ではないこと ・土地購入者本人が居住すること（共同住宅除く） ・住民票異動後6ヶ月以内の助成制度実施期間中に申請すること（共同住宅は建設し登記後） ○購入者の条件・・・165㎡（50坪）以上の土地を購入した方 ○売却者の条件・・・自己の所有であること

○ 対象世帯全員に市税の滞納がないこと。
住民票の交付において、同じ建物にお住まいでも世帯を分けている場合は委任状が必要になります。

○ 店舗等併用住宅は住宅部分のみ対象。
①のみ一部対象有。
○ ①・③・④・⑤は対象工事費（消費税を除く）が30万円以上であること。

○ 助成制度を利用できるのは1世帯で原則1回限りです。（併用可能制度あり）
今年度に限りリフォーム助成制度のみ、過去に助成金を受けた方も対象とします。

○ 対象工事が他に国・北海道、市からの補助金を受ける場合は対象外となります。
（長期優良住宅関連助成、深川市空き地空き店舗活用事業助成、深川市店舗リフォーム助成 など）。